

# 賀宝の里白松苑（指定介護老人福祉施設）

## 運 営 規 程

### 第一章 総則

#### （施設の目的）

第1条 社会福祉法人正清会が開設する賀宝の里白松苑（以下、「施設」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、適正かつ円滑に指定介護老人福祉施設サービス（以下、「施設サービス」という。）が提供できるようにすることを目的とする。

#### （運営の方針）

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならないものとする。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないものとする。

#### （施設の名称等）

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、以下のとおりとする。

一 名 称 賀宝の里白松苑（介護老人福祉施設）

二 所在地 山口市佐山158番地

#### （入居定員）

第4条 施設は、その入居定員を30名とする。（ユニット型個室30名）

2 ユニット数は3ユニットとし、ユニットごとの入居定員は10名とする。

3 施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならないものとする。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとする。

### 第二章 人員及び職務

#### （従業者の職種及び員数）

第5条 施設に勤務する従業者の職種及び員数は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 施設長 1名（常勤）
- 二 医師 1名（嘱託）
- 三 生活相談員 1名以上（常勤）
- 四 介護職員 18名以上（常勤換算）
- 五 看護職員 2名以上（常勤換算）
- 六 管理栄養士 1名以上（常勤）
- 七 機能訓練指導員 1名以上（常勤 看護業務と兼務）
- 八 介護支援専門員 1名以上（常勤 生活相談員又は介護職員と兼務）
- 九 調理員 5名以上（常勤又は非常勤）
- 十 事務員 1名以上（常勤又は非常勤）

2 前項に定める者の他、必要に応じてその他の従業者を配置することができるものとする。

#### （従業者の職務の内容）

第6条 従業者の職務内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 施設長 健全な運営、管理を行い、各種業務の統括及び従業者に対する指導監督を行うものとする。
- 二 医師 入居者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事するものとする。
- 三 生活相談員 入居者の生活相談、面接、身上調査、家族との連絡調整、苦情等の処理、他の関係機関や地域との連絡調整及び入居者の処遇に係る業務に従事するものとする。
- 四 介護職員 入居者の日常生活の介護、相談その他援助に係る業務に従事するものとする。
- 五 看護職員 入居者の診療の補助、保健衛生管理、その他看護に係る業務に従事するものとする。
- 六 管理栄養士 栄養ケアマネジメント、献立作成、栄養計算、栄養士及び調理員の指導、入居者の食事・栄養指導、その他食事に係る業務に従事するものとする。
- 七 機能訓練指導員 入居者が日常生活を営むために必要な機能訓練に係る業務及び介護職員等への機能訓練に係る指導に従事するものとする。
- 八 介護支援専門員 施設サービス計画の作成、要介護認定の申請（更新）、身上調査、苦情等の処理及び他の関係機関や地域との連絡調整に従事するものとする。
- 九 事務員 庶務及び会計事務に係る業務に従事するものとする。
- 十 調理員 調理その他給食に係る業務に従事するものとする。

### 第三章 設備及び運営

#### （設備及び備品等）

第7条 施設における居室及び設備その他備品等については、次の各号に掲げるとおりとする。

## 一 ユニット

- イ 居室 全室個室とし、居室にはベッド、寝具等を備品として備えるものとする。
  - ロ 共同生活室 いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものとする。
  - ハ 洗面設備 共同生活室ごとに設けるものとする。
  - ニ 便所 共同生活室ごとに設けるものとする。
- 二 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとする。
- 三 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるものとする。
- 四 廊下幅 設備及び運営に関する基準に基づいた適正な廊下幅とする。
- 五 消火設備 消火器、スプリンクラー及び屋内消火栓等、非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
- 六 その他の設備 洗濯室、汚物処理室、介護材料室、相談室、宿直室、事務室等を設けるものとする。

## (内容及び手続の説明及び同意)

第8条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族(身元引受人)に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得なければならないものとする。

## (受給資格等の確認)

- 第9条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないものとする。
- 2 施設は、前項に掲げる被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めなければならないものとする。

## (入退居)

- 第10条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。
- 2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならないものとする。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならないものとする。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会

等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービスの利用状況等の把握に努めなければならないものとする。

- 5 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならないものとする。
- 6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族（身元引受人）の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行わなければならないものとする。
- 7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努める他、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないものとする。

#### （要介護認定の申請に係る援助）

- 第11条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないものとする。
- 2 施設は、要介護認定の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならないものとする。

#### （サービスの提供の記録）

- 第12条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならないものとする。
- 2 施設は、施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならないものとする。

#### （サービスの取扱方針）

- 第13条 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行わなければならないものとする。
- 2 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行わなければならないものとする。
- 3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならないものとする。
- 4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護

状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行わなければならないものとする。

- 5 従業者は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族（身元引受人）に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないものとする。
- 6 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行ってはならないものとする。
- 7 施設は、前項に掲げる身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- 8 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならないものとする。

#### （施設サービス計画の作成）

第14条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下、「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についての解決すべき課題の把握（以下、「アセスメント」という。）の結果に基づき、入居者の家族（身元引受人）の希望を勘案して、入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下、「担当者」という。）を招集して行う会議（以下、「サービス担当者会議」という。）の開催により専門的な見地からの意見を求めた上で、入居者及びその家族（身元引受人）の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならないものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族（身元引受人）に対して説明し、文書により入居者の同意を得なければならないものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、入居者及びその家族（身元引受人）並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、施設サービス計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）及び継続的なアセスメントにより、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

#### （介護）

第15条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行わなければならないものとする。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援しなければならないものとする。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならないものとする。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができるものとする。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならないものとする。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならないものとする。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならないものとする。
- 7 施設は、前各項に掲げる規定の他、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならないものとする。
- 8 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならないものとする。
- 9 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないものとする。

#### (食事)

第16条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならないものとする。

- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならないものとする。
- 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならないものとする。
- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならないものとする。

#### (相談及び援助)

第17条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族(身元引受人)に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならないものとする。

#### (社会生活上の便宜の提供等)

第18条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならないものとする。

2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族（身元引受人）が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならないものとする。

3 施設は、常に入居者の家族（身元引受人）との連携を図るとともに、入居者とその家族（身元引受人）との交流の機会を確保するよう努めなければならないものとする。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならないものとする。

#### （機能訓練）

第19条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならないものとする。

#### （健康管理）

第20条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならないものとする。

#### （入居者の入院期間中の取扱い）

第21条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族（身元引受人）の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにしなければならないものとする。

#### （緊急時等の対応）

第22条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならないものとする。

#### （非常災害対策）

第23条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないものとする。

#### （虐待防止に向けた体制等）

第24条 施設は、虐待発生の防止に向け、次の各号に掲げる必要な措置を講じるとともに、これらを適切に実施するために専任の担当者（委員会チーフ）を配置するものとする。

一 虐待防止検討委員会を設け、その責任者を委員会チーフとする。

- 二 当該虐待防止検討委員会は、相互に関係性の深い身体拘束防止委員会と一体的に設置・運営することとする。
- 三 虐待防止検討委員会は、職員に対する研修内容の検討、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を担うものとする。
- 四 施設は、年2回以上、虐待発生防止に向けた内部研修を開催するものとし、職員はこれを受講するものとする。
- 五 施設は、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のための協力を行うものとする。
- 六 施設は、当該事案の発生原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議を行い、その内容について職員に周知徹底するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めるものとする。

#### (衛生管理等)

- 第25条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならないものとする。
- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講じなければならないものとする。

#### (協力病院等)

- 第26条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならないものとする。
- 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならないものとする。

#### (掲示)

- 第27条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないものとする。

#### (秘密保持等)

- 第28条 施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族(身元引受人)の秘密を漏らしてはならないものとする。
- 2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族(身元引受人)の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないものとする。
  - 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あら



はじめ文書により入居者の同意を得ておかなければならないものとする。

#### (苦情処理)

- 第29条 施設は、その提供した施設サービスに関する入居者及びその家族（身元引受人）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する他、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等を明らかにし、これを入居者又はその家族（身元引受人）に対し説明する等の必要な措置を講じなければならないものとする。
- 2 施設は、前項に掲げる苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならないものとする。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第30条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備するものとする。
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、入居者の家族（身元引受人）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとする。
- 3 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないものとする。

### 第四章 利用料及びその他の費用

#### (利用料等の受領)

- 第31条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービスについて規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下、「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならないものとする。

#### (その他の費用)

- 第32条 施設は、前条第2項に掲げる費用の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。
- 一 食事の提供に要する費用 1日につき1,445円
  - 二 居住に要する費用 1日につき2,006円
  - 三 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

#### 四 理美容代 実費

五 前各号に掲げるものの他、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族（身元引受人）に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならないものとする。
- 3 施設は、第1項第一号及び第二号に掲げる費用について、入居者が介護保険負担限度額の認定を受けている場合においては、その認定書に記載されている額の支払いを受けるものとする。

#### （証明書の交付）

第33条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付しなければならないものとする。

### 第五章 その他

#### （勤務体制の確保等）

第34条 施設は、入居者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならないものとする。

- 2 施設は、前項に掲げる勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に掲げる職員配置を行わなければならないものとする。
  - 一 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
  - 二 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
  - 三 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。
- 3 施設は、当該施設の従業者によって施設サービスを提供しなければならないものとする。ただし、入居者に対する施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではないものとする。
- 4 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないものとする。

#### （地域との連携等）

第35条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならないものとする。

(その他)

第36条 この規程に定めるものの他、施設の管理運営に関して必要な事項については、施設の管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。